

八丁味噌の地理的表示保護制度登録に関する意見書

八丁味噌の地理的表示（G I）保護制度の登録において、本市の八丁味噌協同組合の申請が取り上げられず、県内の他組合が平成29年12月に登録されることとなった。

この制度は、各地域において長年培われた特別の生産方法等により、高い品質と評価を獲得するに至った産品を、産地みずからが再評価し、地域共有の知的財産として活用することで、地域ぐるみで産地の価値を高める取り組みを支援するため、農林水産省が登録を決定するものである。

八丁味噌は、本市を代表する地場産品であり、江戸時代の初期より岡崎城から西に八丁（約870メートル）の地で作られていたことにその名は由来しており、現在も伝統的製法を守り、高い品質を維持し生産を続けている、まさに地理的表示の定義に沿った産品である。

しかしながら、今回の登録決定により、本市八丁味噌組合が生産する味噌は、現在輸出している欧州で八丁味噌を名乗ることができなくなり、国内においては地理的表示保護制度の登録商標「G Iマーク」は使用できない。

地元としては、発祥の地である本市の八丁味噌の申請が取り上げられなかったことは非常に残念である。

また地理的表示保護制度では、利害者の合意形成が前提条件であるとされ、地域での調整が求められているが、八丁味噌の地理的表示保護制度登録において、地域での調整が十分になされないまま登録公示が実施されたことは遺憾である。

よって、政府においては、利害者の合意形成について、指導・調整されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月22日

岡 崎 市 議 会